

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和6年6月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和6年6月1日

高松市長 大西秀人

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p> <p style="text-align: center;">改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公</p>

表分について適用)

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕(同年8月1日以降公表分について適用)

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕(同年6月1日(12(19))に係る部分は、同年9月1日)以降公表分について適用)

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕(同年6月1日以降公表分について適用)

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕(同年4月1日以降公表分について適用)

改正 平成28年6月3日〔高契・公告第35号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成29年4月1日〔高契・公告第31号〕(同日以降公表分について適用)

改正 平成30年4月1日〔高契・公告第24号〕(同日以降公

表分について適用)

改正 平成31年4月1日〔高契・公告第27号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年4月1日〔高契・公告第28号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年5月1日〔高契・公告第45号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和2年10月1日〔高契・公告第162号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和3年6月1日〔高契・公告第74号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和4年4月1日〔高契・公告第22号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和5年1月1日〔高契・公告第1号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和5年4月1日〔高契・公告第16号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和6年4月1日〔高契・公告第17号〕(同日以降公表分について適用)

改正 令和6年6月1日〔高契・公告第60号〕(同日以降公表分について適用)

高松市長 大西秀人

高松市長 大西秀人

別表第1	
区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	<u>地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人JKA（平成十九年八月二十三日に財団法人JKAという名称で設立された法人をいう。）</u>
備考 略	
注意 略	

別表第1	
区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第45条の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	<u>公益財団法人JKA、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社</u>
備考 略	
注意 略	

